

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年1月22日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2019年7月22日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」の記載事項が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における購入時手数料率は3.24%^{*}（税抜3.0%）が上限となっております。

*消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

<訂正後>

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における購入時手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（2019年10月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

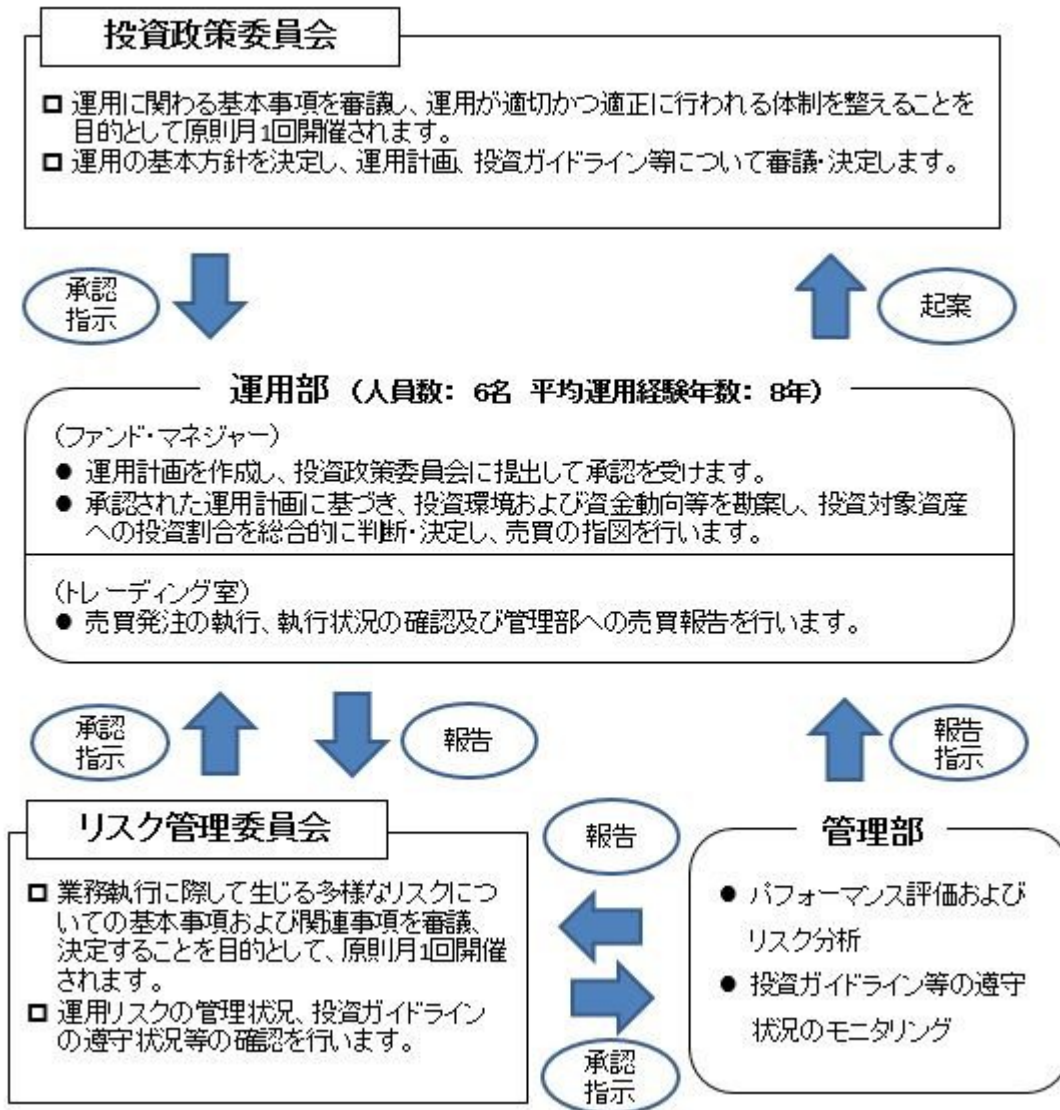
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

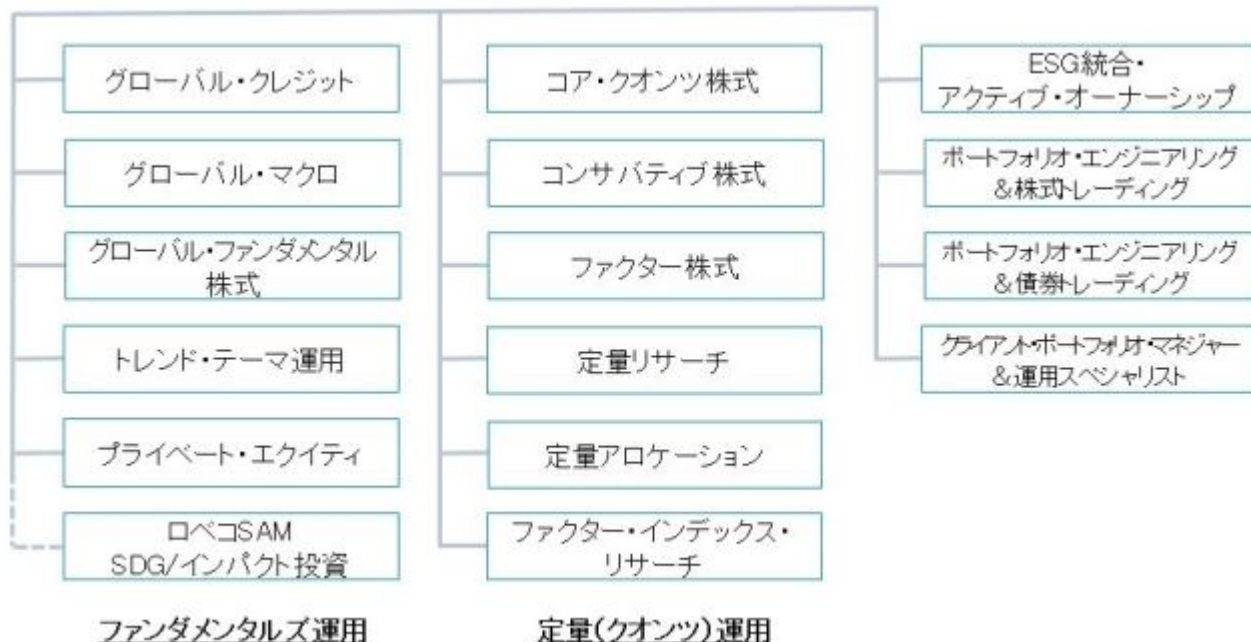
上記の運用体制は、2019年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 更新後 >

< ROBECO >

ロベコの運用体制は以下の通りです。

ROBECO 運用チーム



上記体制等は、2019年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

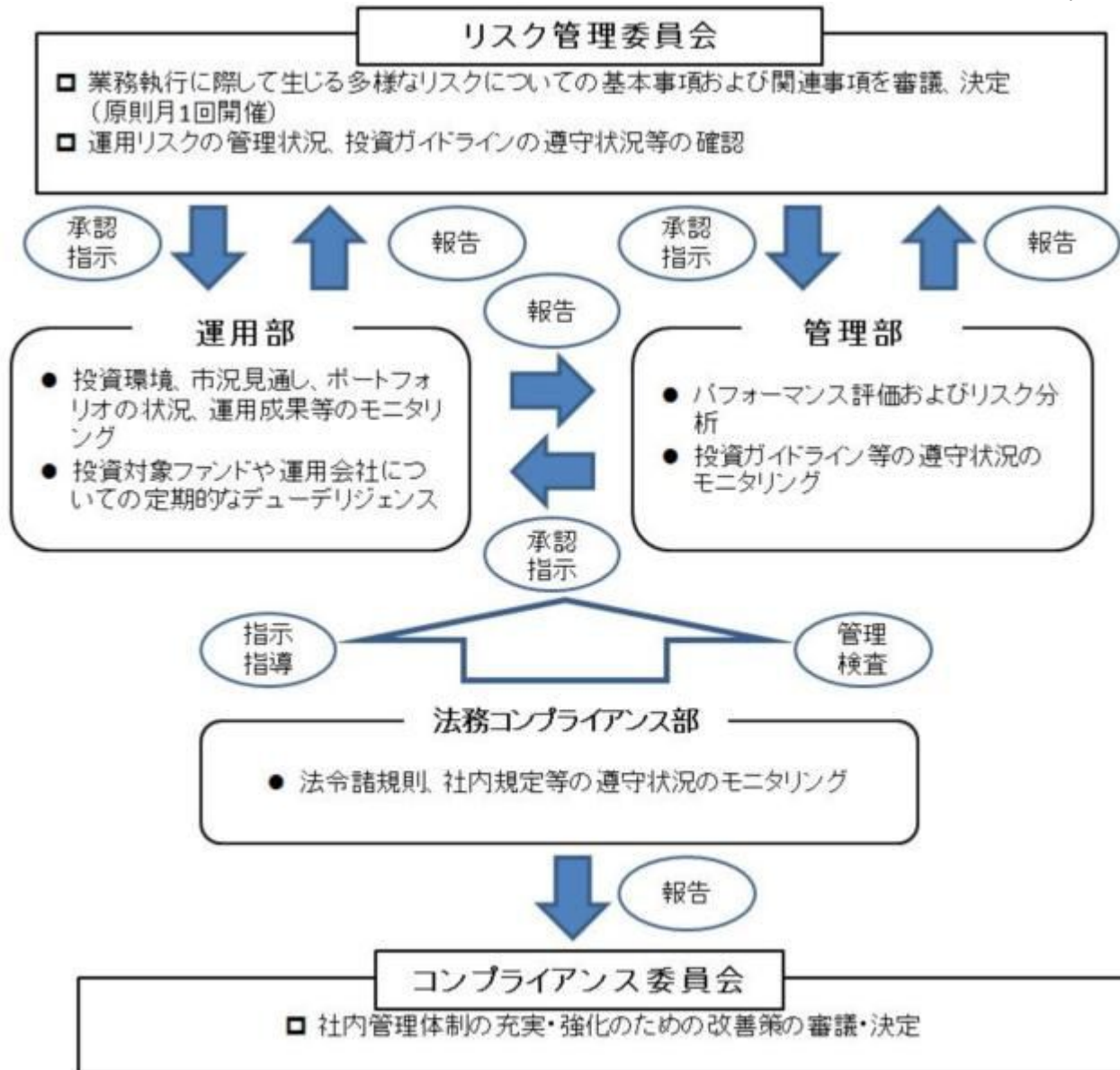
3【投資リスク】

< 更新後 >

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<更新後>

<ROBECO>

コンプライアンス・プログラム、社内規程等の適時・適宜の改定及び見直しや社内研修を通して、発生しうる様々なリスクに対して事前に対応できる体制作りを行っています。特に、法令遵守等の法的リスク、オペレーショナル・リスクについては、法務コンプライアンス部が中心となり、評価・モニタリングを行い、また、必要に応じて改善していきます。これらは、取締役会にてレビュー・モニタリングされており、リスクへの対応、リスク許容度とリスク選好を勘案した具体的な対応がコンプライアンス・プログラムや社内規程等に反映されています。法務コンプライアンス部は、運用部、業務部及び営業部など、如何なる部門からの独立性を保っています。

上記体制等は、2019年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<更新後>

[投資リスク]

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2019年7月から2019年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(注)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	6.3	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	8.7	8.2	9.3	5.8	2.1	2.1	1.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年11月から2019年10月の5年間(当ファンドは2019年7月から2019年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(注)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損益等、当該騰落率の利用に起因する損益及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における購入時手数料率は $3.24\%^{*}$ （税抜3.0%）が上限となっております。

*消費税率が10%となった場合は、 3.3% となります。

・購入時手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に購入時手数料率を乗じて得た額とします。

・＜再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

購入時手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

<訂正後>

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における購入時手数料率は 3.3% （税抜3.0%）が上限となっております。

・購入時手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に購入時手数料率を乗じて得た額とします。

・＜再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

購入時手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	$0.5508\%^{*1}$ （税抜0.51%）	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.35%	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	$0.9008\%^{*2}$ 程度（税込）	

・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率0.35%）を加えた実質的な信託（運用）

報酬（税込・年率）の概算値は、年 $0.9008\%^{*2}$ 程度です。

投資対象とする投資信託証券の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

*1...0.561% *2...0.911%

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	$0.5508\%^{*3}$ （0.51%）	
委託会社	$0.2160\%^{*4}$ （0.20%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	$0.3024\%^{*5}$ （0.28%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。

受託会社	$\frac{0.0324\%}{(0.03\%)}^{*6}$	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
------	----------------------------------	----------------------------

括弧内は税抜です。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

*3...0.561% *4...0.220% *5...0.308% *6...0.033%

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

上記は2019年4月末現在において知り得る情報に基づいて作成しています。ご購入の際は、購入申込日時点において適用される税率についての料率をご参照ください。

<訂正後>

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	$\frac{0.561\%}{(税抜0.51\%)}$	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.35%	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	0.911%程度（税込）	

・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率0.35%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年0.911%程度です。

投資対象とする投資信託証券の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	$\frac{0.561\%}{(0.51\%)}$	
委託会社	$\frac{0.220\%}{(0.20\%)}$	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	$\frac{0.308\%}{(0.28\%)}$	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	$\frac{0.033\%}{(0.03\%)}$	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%

および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用(購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

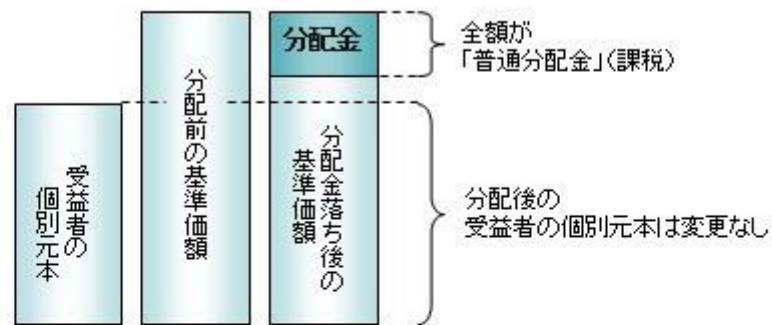
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

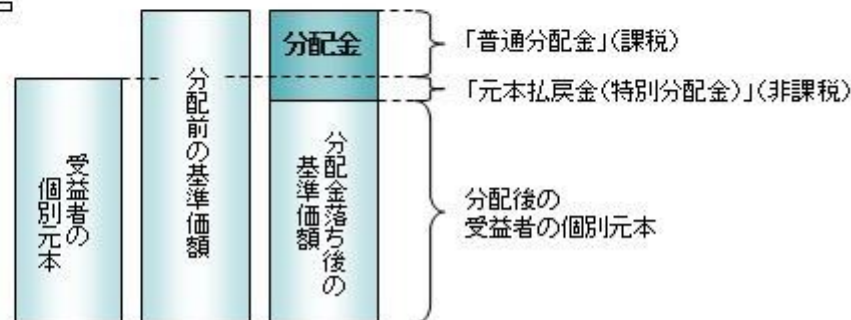
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所

得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

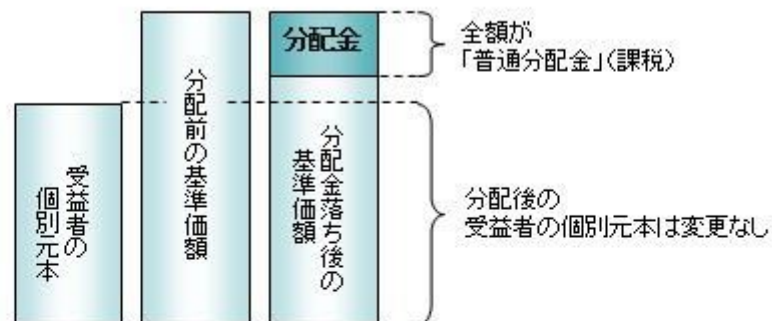
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

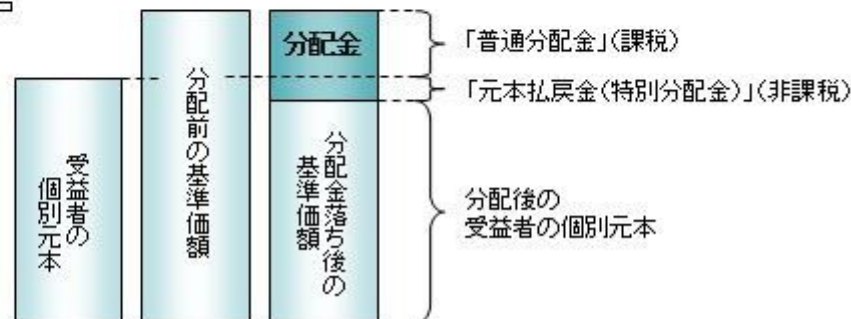
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	1,586,899,990	97.67
親投資信託受益証券	日本	139,748	0.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		37,703,604	2.32
合計（純資産総額）		1,624,743,342	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY	157,574.529	9,910	1,561,615,200	10,070.79	1,586,899,990	97.67
日本	親投資信託受益証券	Shinseiショートターム・マザー・ファンド	140,000	0.9988	139,832	0.9982	139,748	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	97.67
親投資信託受益証券	0.01
合計	97.68

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2019年 4月22日)	1,462	1,491	1.0172	1.0372
2018年10月末日	1,396		0.9926	
11月末日	1,398		0.9937	
12月末日	1,431		1.0156	
2019年 1月末日	1,443		1.0251	
2月末日	1,450		1.0302	
3月末日	1,472		1.0403	
4月末日	1,549		1.0172	
5月末日	1,513		1.0241	
6月末日	1,534		1.0383	
7月末日	1,566		1.0422	
8月末日	1,670		1.0901	
9月末日	1,648		1.0672	
10月末日	1,624		1.0416	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	0.0200
当中間期	2019年 4月23日～2019年10月22日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	3.72
当中間期	2019年 4月23日～2019年10月22日	3.27

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	1,453,662,895	15,535,546
当中間期	2019年 4月23日～2019年10月22日	205,723,343	89,188,695

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

Shinsei ショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	250,056	73.68
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		89,341	26.32
合計(純資産総額)		339,397	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第859回国庫短期 証券	250,000	100.03	250,090	100.02	250,056		2019/12/23	73.68

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	73.68
合計	73.68

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2019年10月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

決算期	分配金
19年4月	200円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	200円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	銘柄名	国/地域	種別	組入比率
1	JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2038	日本	国債	4.3%
2	US TREASURY N/B 31-OCT-2021	米国	国債	4.0%
3	US TREASURY N/B 15-MAY-2040	米国	国債	3.4%
4	UK TSY 4 1/4% 2032 07-JUN-2032	英国	国債	3.2%
5	JAPAN (10 YEAR ISSUE) 20-DEC-2022	日本	国債	2.6%
6	JAPAN (2 YEAR ISSUE) 01-JUN-2021	日本	国債	2.5%
7	JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2033	日本	国債	2.5%
8	US TREASURY N/B 15-FEB-2025	米国	国債	2.4%
9	JAPAN (30 YEAR ISSUE) 20-SEP-2036	日本	国債	2.4%
10	JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2039	日本	国債	2.1%

※組入比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2019年は年初来10月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

<訂正後>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成31年4月23日から令和1年10月22日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

なお、平成31年4月22日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について、中間監査は受けておりません。

【中間財務諸表】

【オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （平成31年4月22日現在）	第2期中間計算期間 （令和1年10月22日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	10,625,748
コール・ローン	62,152,912	42,877,610
投資証券	1,431,592,490	1,585,503,471
親投資信託受益証券	139,832	139,762
流動資産合計	1,493,885,234	1,639,146,591
資産合計	1,493,885,234	1,639,146,591
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	28,762,546	-
未払解約金	-	529,040
未払受託者報酬	111,513	256,329
未払委託者報酬	1,784,143	4,101,143
未払利息	170	234
その他未払費用	404,020	1,130,239
流動負債合計	31,062,392	6,016,985
負債合計	31,062,392	6,016,985
純資産の部		
元本等		
元本	1,438,127,349	1,554,661,997
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	24,695,493	78,467,609
元本等合計	1,462,822,842	1,633,129,606
純資産合計	1,462,822,842	1,633,129,606
負債純資産合計	1,493,885,234	1,639,146,591

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第1期中間計算期間 (自平成30年 7月27日 至平成31年 1月26日)	第2期中間計算期間 (自平成31年 4月23日 至令和 1年10月22日)
営業収益		
受取配当金	20,646,930	15,583,725
有価証券売買等損益	13,219,151	38,910,911
営業収益合計	33,866,081	54,494,636
営業費用		
支払利息	12,949	21,142
受託者報酬	227,071	256,329
委託者報酬	3,633,078	4,101,143
その他費用	875,612	1,130,239
営業費用合計	4,748,710	5,508,853
営業利益又は営業損失（ ）	29,117,371	48,985,783
経常利益又は経常損失（ ）	29,117,371	48,985,783
中間純利益又は中間純損失（ ）	29,117,371	48,985,783
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	42,895	1,815,051
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	24,695,493
剰余金増加額又は欠損金減少額	442	8,185,017
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	442	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,185,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	137,563	1,583,633
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,583,633
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	137,563	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,937,355	78,467,609

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期中間計算期間 (自平成31年 4月23日 至令和 1年10月22日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとしておりますが、第2期中間計算期間は前計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成31年 4月23日から令和1年 10月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成31年 4月22日現在)	第2期中間計算期間 (令和 1年10月22日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額 1,372,689,184円	期首元本額 1,438,127,349円
	期中追加設定元本額 80,973,711円	期中追加設定元本額 205,723,343円
	期中一部解約元本額 15,535,546円	期中一部解約元本額 89,188,695円
2. 中間計算期間の末日における受益権総数	1,438,127,349口	1,554,661,997口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0172円 (10,000口当たり純資産額) (10,172円)	1口当たり純資産額 1.0505円 (10,000口当たり純資産額) (10,505円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (自平成30年 7月27日 至平成31年 1月26日)	第2期中間計算期間 (自平成31年4月23日 至令和 1年 10月22日)
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (平成31年 4月22日現在)	第2期中間計算期間 (令和 1年10月22日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあ りません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあり ます。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似している ことから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあり ます。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似している ことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---	---

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期中間計算期間 （自平成31年 4月23日 至令和 1年10月22日）
該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人である「Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY」の投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券であります。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（令和1年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。

また、当ファンドは、「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

Shinseiショートターム・マザー・ファンド

貸借対照表

（単位：円）

（令和 1年10月22日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	89,341
国債証券	250,066
流動資産合計	339,407
資産合計	339,407
負債の部	

（令和 1年10月22日現在）

流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	340,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	593
元本等合計	339,407
純資産合計	339,407
負債純資産合計	339,407

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成31年 4月23日 至令和 1年10月22日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 1年10月22日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額 340,000円
	期中追加設定元本額 -円
	期中一部解約元本額 -円
	期末元本額 340,000円
	元本の内訳*
	オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり） 140,000円
	オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり） 110,000円
	オリックス 先進国株式マーケット・プラス・ファンド 90,000円
2. 計算日における受益権総数	340,000口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 593円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9983円 (10,000口当たり純資産額) (9,983円)

（注）*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

(令和 1年10月22日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

上記以外の金融商品

短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており
ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成31年 4月23日
至令和 1年10月22日)

該当事項はありません。

< 参考情報 >

「Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY」 組入れ資産の明細 (2019年10月末現在)

銘柄名	種別	国/地域	利率	償還日	評価額	構成比
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2038	国債	日本	0.500	2038/3/20	143,534,402.00	4.3%
US TREASURY N/B 31-OCT-2021	国債	米国	1.250	2021/10/31	134,015,992.00	4.0%
US TREASURY N/B 15-MAY-2040	国債	米国	4.375	2040/5/15	113,052,323.30	3.4%
UK TSY 4 1/4% 2032 07-JUN-2032	国債	英国	4.250	2032/6/7	108,994,087.50	3.2%
JAPAN (10 YEAR ISSUE) 20-DEC-2022	国債	日本	0.800	2022/12/20	88,500,859.25	2.6%
JAPAN (2 YEAR ISSUE) 01-JUN-2021	国債	日本	0.100	2021/6/1	84,502,658.33	2.5%
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2033	国債	日本	1.500	2033/3/20	83,631,702.75	2.5%
US TREASURY N/B 15-FEB-2025	国債	米国	2.000	2025/2/15	81,453,365.01	2.4%
JAPAN (30 YEAR ISSUE) 20-SEP-2036	国債	日本	2.500	2036/9/20	81,124,921.43	2.4%
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2039	国債	日本	0.400	2039/3/20	71,626,024.39	2.1%
US TREASURY N/B 15-FEB-2023	国債	米国	2.000	2023/2/15	71,458,293.66	2.1%
US TREASURY N/B 15-MAY-2041	国債	米国	4.375	2041/5/15	69,962,565.84	2.1%
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-SEP-2028	国債	日本	2.100	2028/9/20	62,736,989.07	1.9%

US TREASURY N/B 15-MAY-2045	国債	米国	3.000	2045/5/15	60,989,264.06	1.8%
US TREASURY N/B 31-JAN-2024	国債	米国	2.500	2024/1/31	55,274,371.25	1.6%
US TREASURY N/B 15-AUG-2027	国債	米国	2.250	2027/8/15	54,435,486.46	1.6%
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-JUN-2024	国債	日本	2.400	2024/6/20	53,745,830.94	1.6%
FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2031	国債	フランス	1.500	2031/5/25	52,847,351.75	1.6%
JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-DEC-2030	国債	日本	2.000	2030/12/20	51,946,171.62	1.5%
FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2025	国債	フランス	0.500	2025/5/25	50,679,638.02	1.5%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-SEP-2024	国債	イタリア	3.750	2024/9/1	49,669,082.75	1.5%
US TREASURY N/B 31-OCT-2023	国債	米国	1.625	2023/10/31	48,712,532.94	1.4%
US TREASURY N/B 15-AUG-2028	国債	米国	5.500	2028/8/15	48,323,682.30	1.4%
JAPAN (30 YEAR ISSUE) 20-MAR-2047	国債	日本	0.800	2047/3/20	47,336,799.30	1.4%
JAPAN (30 YEAR ISSUE) 20-DEC-2047	国債	日本	0.800	2047/12/20	45,626,696.76	1.4%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2029	国債	オーストラリア	3.250	2029/4/21	45,571,104.48	1.4%
US TREASURY N/B 15-FEB-2045	国債	米国	2.500	2045/2/15	43,084,890.97	1.3%
BUONI POLIENNALI DEL TES 15-MAR-2023	国債	イタリア	0.950	2023/3/15	42,747,763.90	1.3%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-MAY-2021	国債	イタリア	3.750	2021/5/1	41,835,635.00	1.2%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2026	国債	オーストラリア	4.250	2026/4/21	40,457,367.99	1.2%
JAPAN (10 YEAR ISSUE) 20-JUN-2027	国債	日本	0.100	2027/6/20	37,538,054.56	1.1%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-NOV-2028	国債	オーストラリア	2.750	2028/11/21	37,371,520.55	1.1%
JAPAN (5 YEAR ISSUE) 20-MAR-2021	国債	日本	0.100	2021/3/20	35,812,774.51	1.1%
JAPAN (10 YEAR ISSUE) 20-MAR-2029	国債	日本	0.100	2029/3/20	34,197,194.98	1.0%
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 04-JUL-2034	国債	ドイツ	4.750	2034/7/4	33,816,799.39	1.0%
US TREASURY N/B 15-AUG-2046	国債	米国	2.250	2046/8/15	33,342,822.85	1.0%
JAPAN (2 YEAR ISSUE) 01-MAY-2021	国債	日本	0.100	2021/5/1	33,325,648.68	1.0%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-NOV-2029	国債	イタリア	5.250	2029/11/1	33,003,043.92	1.0%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-JAN-2024	国債	スペイン	4.800	2024/1/31	31,900,573.36	0.9%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-OCT-2027	国債	スペイン	1.450	2027/10/31	29,938,939.67	0.9%
FRANCE (GOVT OF) 25-OCT-2022	国債	フランス	2.250	2022/10/25	29,899,659.02	0.9%
UK TSY 4 1/2% 2042 07-DEC-2042	国債	英国	4.500	2042/12/7	29,615,233.99	0.9%
UK TSY 2 3/4% 2024 07-SEP-2024	国債	英国	2.750	2024/9/7	29,120,061.95	0.9%
UK TSY 4 1/4% 2039 07-SEP-2039	国債	英国	4.250	2039/9/7	28,291,242.67	0.8%
US TREASURY N/B 15-AUG-2023	国債	米国	2.500	2023/8/15	27,992,606.51	0.8%
US TREASURY N/B 31-JAN-2023	国債	米国	1.750	2023/1/31	27,381,587.01	0.8%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-JUN-2027	国債	イタリア	2.200	2027/6/1	26,313,577.45	0.8%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-JUN-2039	国債	オーストラリア	3.250	2039/6/21	26,222,889.93	0.8%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-MAY-2041	国債	オーストラリア	2.750	2041/5/21	23,767,733.75	0.7%
US TREASURY N/B 15-NOV-2028	国債	米国	3.125	2028/11/15	23,530,427.49	0.7%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 30-APR-2021	国債	スペイン	5.500	2021/4/30	23,452,811.48	0.7%
NETHERLANDS GOVERNMENT 15-JAN-2024	国債	オランダ	0.000	2024/1/15	23,071,500.00	0.7%
FRANCE (GOVT OF) 25-APR-2029	国債	フランス	5.500	2029/4/25	22,802,002.74	0.7%
FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2027	国債	フランス	1.000	2027/5/25	22,077,831.70	0.7%
US TREASURY N/B 15-NOV-2022	国債	米国	1.625	2022/11/15	21,744,158.71	0.6%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-FEB-2037	国債	イタリア	4.000	2037/2/1	21,253,910.00	0.6%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-SEP-2044	国債	イタリア	4.750	2044/9/1	20,830,937.53	0.6%
UK TSY 3 3/4% 2021 07-SEP-2021	国債	英国	3.750	2021/9/7	20,143,982.35	0.6%
US TREASURY N/B 15-NOV-2025	国債	米国	2.250	2025/11/15	19,864,651.48	0.6%
JAPAN (30 YEAR ISSUE) 20-MAR-2049	国債	日本	0.500	2049/3/20	19,653,053.25	0.6%
BELGIUM KINGDOM 28-MAR-2026	国債	ベルギー	4.500	2026/3/28	19,440,197.54	0.6%
FRANCE (GOVT OF) 25-APR-2041	国債	フランス	4.500	2041/4/25	18,657,006.56	0.6%
BELGIUM KINGDOM 22-JUN-2038	国債	ベルギー	1.900	2038/6/22	17,828,786.34	0.5%
BELGIUM KINGDOM 22-JUN-2031	国債	ベルギー	1.000	2031/6/22	17,148,453.02	0.5%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 30-JUL-2040	国債	スペイン	4.900	2040/7/30	16,969,039.64	0.5%

US TREASURY N/B 15-AUG-2043	国債	米国	3.625	2043/8/15	14,857,100.59	0.4%
US TREASURY N/B 15-NOV-2026	国債	米国	2.000	2026/11/15	14,852,666.72	0.4%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-NOV-2027	国債	イタリア	6.500	2027/11/1	14,457,300.00	0.4%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-OCT-2028	国債	スペイン	5.150	2028/10/31	14,450,207.10	0.4%
BELGIUM KINGDOM 22-JUN-2027	国債	ベルギー	0.800	2027/6/22	14,088,038.20	0.4%
JAPAN (5 YEAR ISSUE) 20-MAR-2024	国債	日本	0.100	2024/3/20	13,484,081.77	0.4%
CANADIAN GOVERNMENT 01-JUN-2029	国債	カナダ	5.750	2029/6/1	13,298,904.45	0.4%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-OCT-2044	国債	スペイン	5.150	2044/10/31	12,920,718.04	0.4%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2027	国債	オーストラリア	4.750	2027/4/21	11,735,549.64	0.3%
FRANCE (GOVT OF) 25-APR-2060	国債	フランス	4.000	2060/4/25	11,686,922.65	0.3%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-JAN-2029	国債	スペイン	6.000	2029/1/31	11,531,891.00	0.3%
BUONI POLIENNALI DEL TES 01-SEP-2040	国債	イタリア	5.000	2040/9/1	10,580,285.31	0.3%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 30-JUL-2030	国債	スペイン	1.950	2030/7/30	9,437,985.57	0.3%
NETHERLANDS GOVERNMENT 15-JAN-2023	国債	オランダ	3.750	2023/1/15	9,387,636.16	0.3%
US TREASURY N/B 15-FEB-2031	国債	米国	5.375	2031/2/15	9,312,745.64	0.3%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 15-JUL-2022	国債	オーストラリア	5.750	2022/7/15	9,078,216.27	0.3%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-JUN-2035	国債	オーストラリア	2.750	2035/6/21	8,251,301.24	0.2%
FRANCE (GOVT OF) 25-OCT-2038	国債	フランス	4.000	2038/10/25	7,558,087.62	0.2%
US TREASURY N/B 15-AUG-2049	国債	米国	2.250	2049/8/15	7,448,634.95	0.2%
CANADIAN GOVERNMENT 01-JUN-2024	国債	カナダ	2.500	2024/6/1	7,395,473.45	0.2%
NETHERLANDS GOVERNMENT 15-JUL-2027	国債	オランダ	0.750	2027/7/15	7,199,171.80	0.2%
KINGDOM OF DENMARK 10-NOV-2024	国債	デンマーク	7.000	2024/11/10	7,138,326.30	0.2%
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 31-OCT-2024	国債	スペイン	2.750	2024/10/31	6,773,053.31	0.2%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 15-MAY-2021	国債	オーストラリア	5.750	2021/5/15	6,662,261.39	0.2%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2033	国債	オーストラリア	4.500	2033/4/21	6,277,845.48	0.2%
KINGDOM OF DENMARK 15-NOV-2019	国債	デンマーク	4.000	2019/11/15	5,798,397.14	0.2%
BELGIUM KINGDOM 28-MAR-2022	国債	ベルギー	4.000	2022/3/28	5,681,225.68	0.2%
UK TSY 4 1/4% 2027 07-DEC-2027	国債	英国	4.250	2027/12/7	5,510,487.36	0.2%
AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2024	国債	オーストラリア	2.750	2024/4/21	5,354,349.35	0.2%
SWEDISH GOVERNMENT 12-NOV-2026	国債	スウェーデン	1.000	2026/11/12	4,778,286.08	0.1%
SWEDISH GOVERNMENT 13-NOV-2023	国債	スウェーデン	1.500	2023/11/13	4,035,349.86	0.1%
FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2048	国債	フランス	2.000	2048/5/25	3,407,357.92	0.1%
FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2066	国債	フランス	1.750	2066/5/25	3,367,800.68	0.1%
BUNDESobligation 07-OCT-2022	国債	ドイツ	0.000	2022/10/7	3,347,994.40	0.1%
JAPAN (40 YEAR ISSUE) 20-MAR-2057	国債	日本	0.900	2057/3/20	3,324,102.87	0.1%

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年10月31日現在です。

【オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	1,625,025,215円
負債総額	281,873円
純資産総額（ - ）	1,624,743,342円
発行済口数	1,559,914,181口

1口当たり純資産額（ / ）	1.0416円
----------------	---------

（参考）

Shinseiショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

資産総額	339,397円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	339,397円
発行済口数	340,000口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9982円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2019年10月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

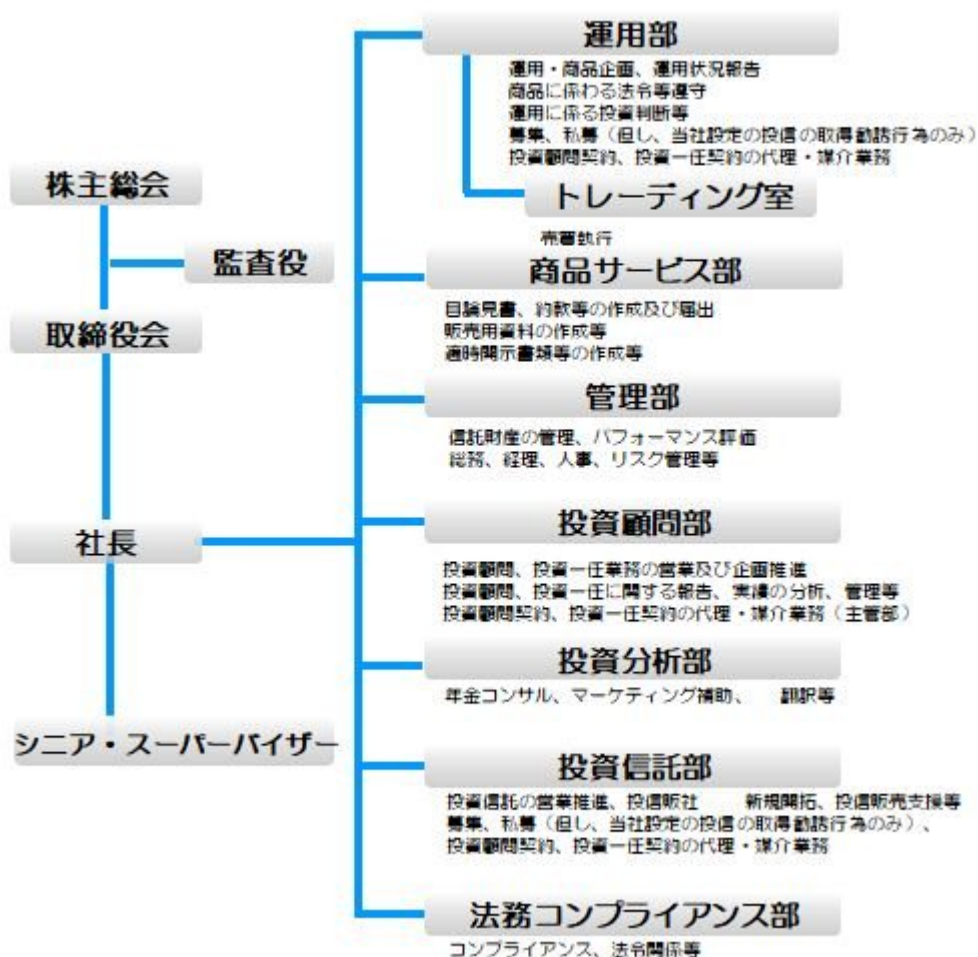
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2019年10末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計103本（追加型投資信託33本、単体型投資信託70本）であり、純資産の総額は300,644百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第19期事業年度に係る中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第17期 (2018年3月31日現在)		第18期 (2019年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	824,264		870,296	
前払費用		7,769		7,994	
未収委託者報酬		298,485		292,312	
未収運用受託報酬		6,482		4,589	
未収収益		5,168		4,583	
立替金		8,211		8,859	
流動資産計		1,150,380		1,188,635	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	27,581		25,584	
器具備品	1	1,199		1,827	
投資その他の資産		54,315		54,734	
差入保証金	2	43,052		43,052	
繰延税金資産		11,262		11,681	
固定資産計		83,096		82,146	
資産合計		1,233,477		1,270,782	

期別		第17期 (2018年3月31日現在)		第18期 (2019年3月31日現在)	
	注記				

科目	番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			221,543		213,840
未払手数料	2	158,257		155,873	
その他未払金	2	63,286		57,967	
未払費用			7,892		11,101
未払法人税等			8,871		5,548
未払消費税等			11,009		6,139
賞与引当金			41,491		43,397
役員賞与引当金			6,350		6,397
預り金			3,755		7,027
流動負債計			300,914		293,452
固定負債					
資産除去債務			30,943		31,585
固定負債計			30,943		31,585
負債合計			331,857		325,038
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		406,619		450,744	
利益剰余金合計			406,619		450,744
株主資本合計			901,619		945,744
純資産合計			901,619		945,744
負債・純資産合計			1,233,477		1,270,782

(2) 【損益計算書】

期別		第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,469,456		1,475,819	
運用受託報酬		44,203		39,793	
その他営業収益		19,980		19,432	
営業収益計			1,533,639		1,535,045
営業費用					
支払手数料	1	774,965		788,891	
広告宣伝費		11,553		8,328	
公告費		600		600	
調査費					

図書費		351		325	
調査費		182,654		186,280	
委託計算費		33,475		38,678	
営業雑経費					
通信費		872		742	
印刷費		11,305		10,555	
協会費		2,234		2,317	
その他営業雑経費		9,538		11,987	
営業費用計			1,027,552		1,048,709
一般管理費					
給料					
役員報酬		30,510		29,780	
給料・手当		178,965		170,272	
賞与		3,210		4,291	
役員賞与		133		508	
賞与引当金繰入額		41,491		43,397	
役員賞与引当金繰入額		6,350		6,397	
退職給付費用		30,683		29,133	
交際費		280		181	
旅費交通費		5,470		5,850	
租税公課		8,190		10,563	
不動産賃借料		43,052		43,052	
固定資産減価償却費		2,628		2,455	
資産除去債務利息費用		629		642	
諸経費		63,736		71,856	
一般管理費計			415,333		418,384
営業利益			90,754		67,952
営業外収益					
受取利息		2		3	
為替差益		39		-	
営業外収益計			41		3
営業外費用					
為替差損		-		664	
雑損失		0		10	
営業外費用計			0		674
経常利益			90,796		67,280
税引前当期純利益			90,796		67,280
法人税、住民税及び事業税	1	30,973		23,574	
法人税等調整額		17,338	13,634	418	23,155
当期純利益			77,161		44,124

(3) 【株主資本等変動計算書】

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457
当期変動額					
当期純利益		77,161	77,161	77,161	77,161

当期変動額合計		77,161	77,161	77,161	77,161
当期末残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619
当期変動額					
当期純利益		44,124	44,124	44,124	44,124
当期変動額合計		44,124	44,124	44,124	44,124
当期末残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔表示方法の変更〕

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。</p> <p>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」17,001千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5,738千円と相殺して「投資その他の資産」の「繰延税金資産」11,262千円と表示しており、変更前と比べて総資産が5,738千円減少しております。</p> <p>また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。</p>

〔未適用の会計基準等〕

2019年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であり、あります。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第17期 (2018年3月31日現在)	第18期 (2019年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 20,794千円 器具備品 10,123千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 340,267千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 95,480千円 その他未払金(注) 24,370千円 (注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 22,792千円 器具備品 10,582千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 342,820千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 86,053千円 その他未払金(注) 17,843千円 (注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(損益計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 486,769千円 法人税、住民税及び事業税(注) 24,370千円 (注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 426,359千円 法人税、住民税及び事業税(注) 17,843千円 (注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)					第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

(リース取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(金融商品関係)

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	824,264	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	6,482	-
差入保証金	43,052	40,351	2,701
資産計	1,172,285	1,169,584	2,701
未払手数料	158,257	158,257	-
その他未払金	63,286	63,286	-
負債計	221,543	221,543	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,129,232	43,052

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを

管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	870,296	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	4,589	-
差入保証金	43,052	41,758	1,294
資産計	1,210,250	1,208,955	1,294
未払手数料	155,873	155,873	-
その他未払金	57,967	57,967	-
負債計	213,840	213,840	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	870,296	-

未収委託者報酬	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,167,197	43,052

(有価証券関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>268,592</td> <td>147,610</td> <td>131,394</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	268,592	147,610	131,394	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>278,815</td> <td>117,782</td> <td>98,675</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	278,815	117,782	98,675
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	268,592	147,610	131,394														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	278,815	117,782	98,675														

(資産除去債務関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)				第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
	有形固定資 産の取得に 伴う増加額	時の経過 による 調整額	期末残高		有形固定資 産の取得に 伴う増加額	時の経過 による 調整額	期末残高
期首残高				期首残高			
30,314		629	30,943	30,943		642	31,585

(関連当事者情報)

第17期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	486,769	未払 手数料	95,480
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	24,370	その他 未払金	24,370

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	426,359	未払 手数料	86,053
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	17,843	その他 未払金	17,843

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第17期 (2018年3月31日)	第18期 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,805千円	17,805千円
未払事業税	1,889千円	1,384千円
未払事業所税	264千円	264千円
賞与引当金等	14,755千円	15,422千円
資産除去債務	9,474千円	9,671千円
その他	367千円	289千円
繰延税金資産小計	44,557千円	44,838千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	17,805千円	17,805千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	9,751千円	9,947千円
評価性引当額小計(注1)	27,556千円	27,753千円
繰延税金資産合計	17,001千円	17,085千円

繰延税金負債

建物（除去費用）	5,738千円	5,403千円
繰延税金負債合計	5,738千円	5,403千円
差引：繰延税金資産の純額	11,262千円	11,681千円

(注) 1. 評価性引当額が196千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第17期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
評価性引当額	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第18期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
評価性引当額	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第17期 (2018年3月31日)	第18期 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
住民税均等割	0.32%	0.43%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%	2.97%
評価性引当額の増減	18.68%	0.29%
その他	0.30%	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.02%	34.42%

(退職給付関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1株当たり純資産額	91,072円68銭	1株当たり純資産額	95,529円72銭
1株当たり当期純利益	7,794円11銭	1株当たり当期純利益	4,457円 3銭
(注)		(注)	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。		2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	

(重要な後発事象)

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期 別		当中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			842,655
立替金			7,719
前払費用			7,121
未収委託者報酬			304,547
未収運用受託報酬			5,798
未収収益			4,578
流動資産計			1,172,420
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	24,655	
器具備品	1	1,462	
投資その他の資産			46,693
差入保証金		43,052	
繰延税金資産		3,640	
固定資産計			72,811
資産合計			1,245,231

期 別		当中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	

（負債の部）			
流動負債			
未払金			197,283
未払手数料	163,784		
その他未払金	33,498		
未払費用			9,641
未払法人税等			3,389
未払消費税等			7,497
賞与引当金			22,088
役員賞与引当金			3,295
預り金			8,417
流動負債計			251,613
固定負債			
資産除去債務			31,913
固定負債計			31,913
負債合計			283,527
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	466,704		
利益剰余金合計			466,704
株主資本合計			961,704
純資産合計			961,704
負債・純資産合計			1,245,231

(2) 中間損益計算書

期 別		当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		717,421	
運用受託報酬		20,403	
その他営業収益		9,334	
営業収益計			747,158
営業費用			
支払手数料		383,757	
広告宣伝費		2,964	
公告費		600	
調査費			
図書費		175	
調査費		88,639	

委託計算費		21,235	
営業雑経費			
通信費		373	
印刷費		5,202	
協会費		1,320	
その他営業雑経費		7,265	
営業費用計			511,533
一般管理費			
給料			
役員報酬		14,280	
給料・手当		85,744	
役員賞与		193	
賞与		3,352	
賞与引当金繰入額		22,088	
役員賞与引当金繰入額		3,295	
退職給付費用		14,667	
交際費		6	
旅費交通費		2,407	
租税公課		7,073	
不動産賃借料		21,526	
固定資産減価償却費	1	1,294	
資産除去債務利息費用		327	
諸経費		34,671	
一般管理費計			210,930
営業利益			24,694
営業外収益			
受取利息		1	
為替差益		157	
営業外収益計			159
経常利益			24,853
税引前中間純利益			24,853
法人税、住民税及び事業税		852	
法人税等調整額		8,041	8,893
中間純利益			15,960

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744
当中間期変動額					
中間純利益		15,960	15,960	15,960	15,960
当中間期変動額合計		15,960	15,960	15,960	15,960
当中間期末残高	495,000	466,704	466,704	961,704	961,704

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 2019年4月1日
----	-------------------------

	至 2019年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	23,721 千円
器具備品	10,946 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,294 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式(株)	9,900		
				当中間会計期間末 9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。			
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。			
4. 配当に関する事項				

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自2019年4月1日 至 2019年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	842,665	842,665	-
未収委託者報酬	304,547	304,547	-
未収運用受託報酬	5,798	5,798	-
差入保証金	43,052	42,740	312
資産計	1,196,063	1,195,751	312
未払手数料	163,784	163,784	-
その他未払金	33,498	33,498	-
負債計	197,283	197,283	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合

には、当該価額が異なる場合もあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
31,585		327	31,913

（セグメント情報等）

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	新生・UTI インドファンド	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド(毎月分配型)	アメリカン・ドリーム・ ファンド
営業収益	141,329	52,286	49,013

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		
1株当たり純資産額	97,141 円	84 銭

1株当たり中間純利益 1,612 円 12 銭

（注）

1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	15,960 千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る中間利益	15,960 千円
期中平均株式数	9,900 株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（2019年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
オリックス銀行株式会社	45,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオリックス世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）の平成31年4月23日から令和元年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オリックス世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）の令和元年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成31年4月23日から令和元年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

オリックス世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）の平成31年4月22日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 中島紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。